

八 王 子 市
循環型社会形成推進地域計画

(第二次計画)

平成 24 年 12 月 12 日

平成 26 年 12 月 9 日変更

平成 27 年 6 月 22 日変更

平成 29 年 1 月 12 日変更

八 王 子 市

目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
（1）対象地域	1
（2）計画期間	1
（3）基本的な方向	1
（4）広域化の検討状況	3
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	4
（1）一般廃棄物等の処理の現状	4
（2）生活排水の処理の現状	5
（3）一般廃棄物処理等の目標	6
（4）生活排水処理の目標	8
3 施策の内容	9
（1）発生抑制、再使用の推進	9
ア 有料化	9
イ 市民・事業者と市の協働	9
ウ 市民による主体的なリユース・リサイクル	10
エ 家庭系ごみ、事業系ごみの更なる減量	10
オ ごみの減量・資源化に取り組めていない市民・事業者への取組み	13
カ 生ごみの減量・資源化	14
キ 生活排水対策	16
（2）処理体制	18
ア 資源・エネルギーの有効利用の促進	18
イ 環境への負荷の低減と安全・安心で効率的・安定的な処理	18
ウ ごみ処理の基盤となる処理施設の更新	19
エ 生活排水の処理体制の現状と今後	22
オ 今後の処理体制の要点	24
（3）処理施設の整備	24
ア 廃棄物処理施設	24
イ 合併浄化槽の整備	24
（4）施設整備に関する計画支援事業	25
（5）その他の施策	26
ア 不法投棄対策	26
イ 災害時の廃棄物処理に関する事項	26
4 計画のフォローアップと事後評価	26
（1）計画のフォローアップ	26
（2）事後評価及び計画の見直し	26

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	八王子市
面積	186.31 km ²
人口	564,980 人（平成 23 年 10 月 1 日現在）

（対象地域図：添付資料 1）

(2) 計画期間

本計画は施設計画等を踏まえ、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

現今の大量生産・大量消費・大量廃棄の生活様式や事業活動は、天然資源の枯渇や地球温暖化、貴重な自然環境の喪失といった大きな問題を引き起こしてきた。

これらの問題、特に大量に廃棄されるごみに対処するため、本市は、平成 19 年 3 月にごみ処理基本計画として「循環型都市八王子プラン ―ごみゼロ社会への挑戦―」を策定し、基本目標である「循環型都市八王子の実現」をめざしてさまざまな取組みを推進している。その結果、全市で平成 18 年度と比較して約 16,200t のごみを削減することができ、また、最終処分量は、平成 18 年度から約 4,350t の削減を達成し、最終処分場の延命化に寄与することができた。また、平成 22 年度には不燃ごみの減量及び最終処分場の延命化、プラスチックの資源循環のため、プラスチック資源化センターを整備し資源化拡大に取り組んだ。

これらの結果、ごみ減量の大きな成果として館清掃工場を停止することができ、市内清掃工場の 3 工場体制から 2 工場体制を実現し、より効率的・経済的なごみ処理体制への移行に成功した。そして平成 22 年度には、人口 50 万人以上の都市の中でリデュース（1 人 1 日当たりのごみ排出量）844.6g で全国 3 位、リサイクル率 27.8%（焼却灰エコセメント化を除く）で全国 4 位の実績を残すことができた。

また、生活排水については市民の快適な生活環境の要望と、公共用水域の水質保全のため、公共下水道による処理を本市の生活排水処理の中心に据え、面的整備の促進と下水道供用開始地域での下水道接続率の向上を進めるとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を図り、環境型社会の実現を目指す。

しかし、「循環型都市八王子の実現」のためには、市民・事業者・市の協働のもとに更なる減量・資源化が必要な状況であり、老朽化が進んでいる本市のごみ処理施設の状況なども考慮し、長期的視点に立ったごみ処理体制の確立について検討を進めていく必要がある。

また、平成 24 年 4 月に閣議決定された第四次環境基本計画では、東日本大震災を背景に環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を総合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけている。

そこで、本計画では上記を考慮し、「安全・安心」という視点の重要性を鑑み、「循環型都市八王子」の実現を目指す。

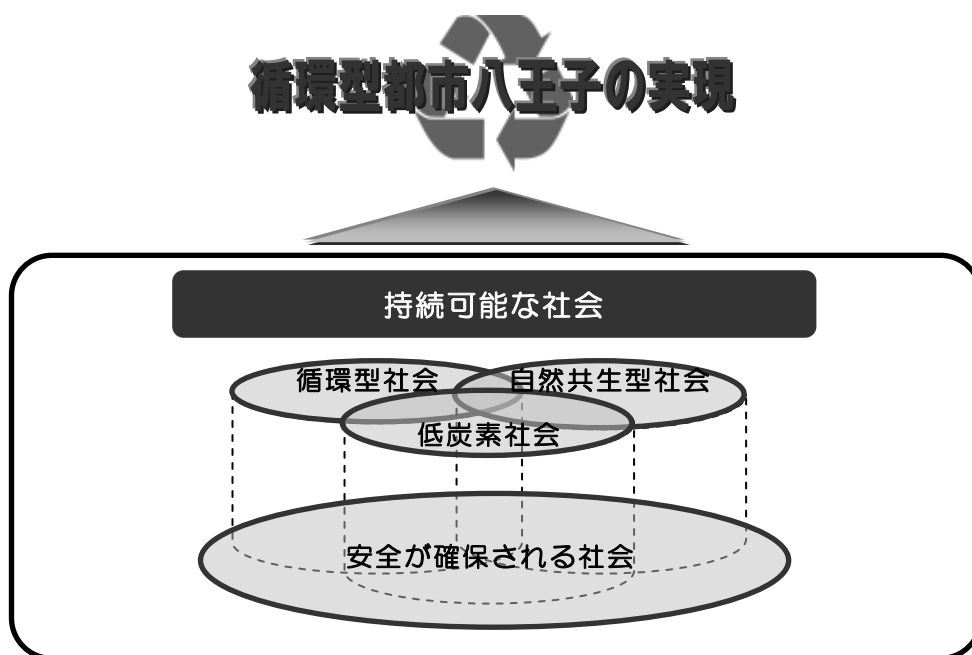


図 1 基本理念

本計画では、以下に示す 5 つの基本方針に則り、3者協働の視点、3R の基本原則を考慮した形で、「循環型都市八王子」の実現を目指す。

- ①発生抑制・再使用：ごみを発生させない取組みの促進
- ②3者協働：市民・事業者と市の協働した取組み
- ③積極的な市民参加：市民による主体的なりサイクルの推進
- ④再生利用・熱回収：資源・エネルギーの有効利用徹底
- ⑤適正処理：環境への負荷の低減と安全・安心で効率的・安定的な処理

(4) 広域化の検討状況

本市においては、中間処理に関して町田市、多摩市とともに「多摩ニュータウン環境組合」を構成し、多摩清掃工場（多摩ニュータウン環境組合）において、焼却処理ならびに粗大ごみ処理の広域処理を実施している。平成 22 年 9 月に館清掃工場の稼働を停止したため、平成 22 年 10 月より一時的に処理区域を拡大している。

また、最終処分に関しては「東京たま広域資源循環組合」（25 市 1 町）により広域的な最終処分を実施している。

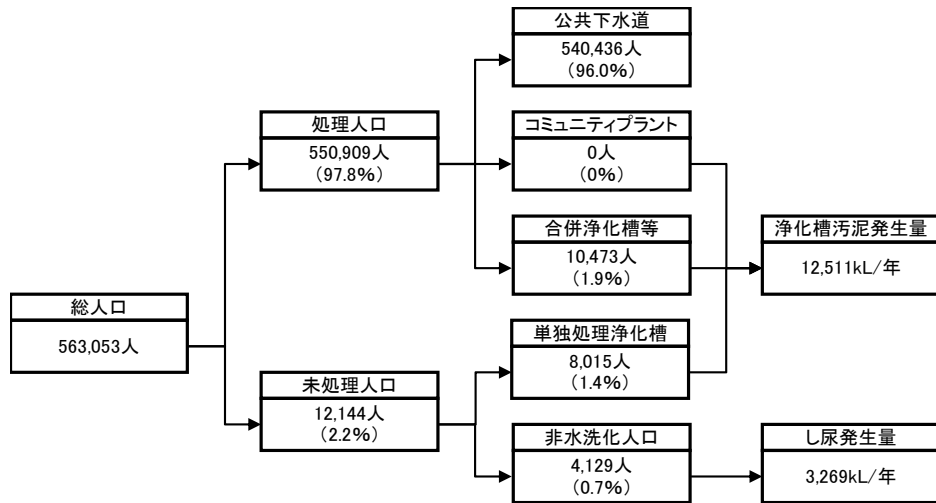
本市では、今後もこのような広域的な処理を取り入れた効率的なごみの処理・処分の実施を継続していく。

(2) 生活排水の処理の現状

平成 23 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 3 のとおりである。

生活排水処理対象人口は全体で 563,053 人であり、水洗化人口は 558,924 人、汚水衛生処理率 99.3%である。

し尿発生量は 3,269kl/年、浄化槽汚泥発生量は 12,511kl/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 15,780kl/年である。



[平成 24 年 3 月 31 日現在]
注) 外国人登録者数を含む

図 3 生活排水の処理状況フロー（平成 23 年度）

(3) 一般廃棄物処理等の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 1 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

(ごみ処理目標の設定に関するグラフ：添付資料2)

表 1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現 状[割合※1] (平成 23 年度)	目 標 [割合※1] (平成 30 年度)
排出量	事業系	総排出量	31,519 トン - 29,919 トン [-5.1%]
		1 事業所あたりの排出量※2	1.96 トン/事業所 - 1.74 トン/事業所 [-11.1%]
	家庭系	総排出量	110,435 トン - 107,027 トン [-3.1%]
		1 人あたりの排出量※3	451 g/人・日 - 383 g/人・日 [-15.1%]
	合計	事業系家庭系排出量合計※4	142,207 トン - 137,199 トン [-3.5%]
再生利用量	直接資源化量		32,812 トン [23.1%] 41,247 トン [30.1%]
	総資源化量※5		54,552 トン [38.4%] 63,069 トン [46.0%]
	熱回収量 (年間の発電電力量)		16,758 MWh - 15,060 MWh -
減量化量	中間処理による減量化量	96,215 トン [67.7%]	83,094 トン [60.6%]
最終処分量	埋立最終処分量	380 トン [0.4%]	144 トン [0.1%]

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量の合計に対する割合

※2 (1 事業所あたりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

(* 事業所数は、過去の調査結果 (H16、H18、H21 年度) より、その平均値である 15,743 事業所を用いた。)

※3 (1 人あたりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (計画区域内人口) / 365 日

※4 排出量の合計は側溝汚泥や不法投棄等のその他ごみを含む。

※5 総資源化量は集団回収量を含み、排出量の合計には含まない。

《指標の定義》

排出量 : 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収されたごみを除く) [単位: トン]

再生利用量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位: トン]

熱回収量 : 熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位: MWh]

減量化量 : 中間処理量と処理残さ量及び資源化量の差 [単位: トン]

最終処分量 : 埋立処分された量 [単位: トン]

人 口 : H23 : 465,495 人 (実績 : 各年 10/1 現在)、H30 : 475,323 人 (推計 : 各年 10/1 現在) とする。

(4) 生活排水処理の目標

市内における生活排水については、市民の快適な生活環境の要望と、公共用水域の水質保全のため、公共下水道による処理を本市の生活排水処理の中心に据え、面的整備の促進と下水道供用開始地域での下水道接続率の向上を進めるとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換などを図ることで、循環型社会の実現を目指し、表 2 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

(し尿、汚泥処理目標の設定に関するグラフ：添付資料 3)

表 2 し尿処理の現状と将来

項 目		現 在 (平成 23 年度)	目 標 年 次 (平成 30 年度)
処理形態別人口	公共下水道	540,436 人 (96.0%)	556,258 人 (97.3%)
	コミュニティプラント	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
	合併処理浄化槽	10,473 人 (1.9%)	8,307 人 (1.4%)
	単独処理浄化槽	8,015 人 (1.4%)	4,974 人 (0.9%)
	し尿汲み取り	4,129 人 (0.7%)	2,174 人 (0.4%)
	合 計	563,053 人	571,713 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	3,269kl	1,971kl
	浄化槽汚泥量	12,511kl	9,855kl
	合 計	15,780kl	11,826kl

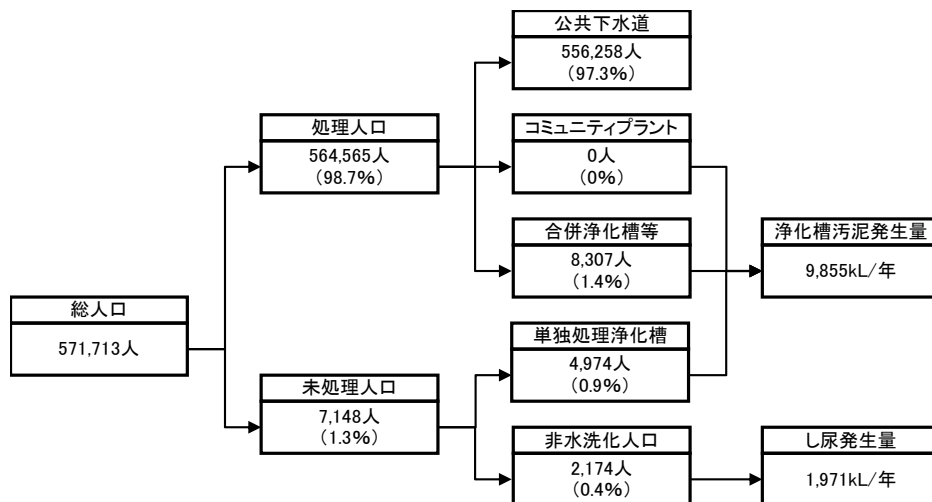


図 5 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（平成 30 年度）

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

施策番号101 有料化

本市においては平成 16 年 10 月に家庭ごみの有料化を実施し、市と市民の取り組みにより、家庭ごみについては、有料化前の平成 15 年度に比べて平成 17 年度は約 36,000t (約 28%)、平成 23 年度は約 39,500t (約 31%) を減量し、市民の環境に関しての高い意識を保持したままごみ減量効果を維持することに成功している。

よって、今後もこの効果を維持することを目指すとともに、必要に応じて制度の見直しを行うこととする。

イ 市民・事業者と市の協働

施策番号102 家庭系ごみ減量・資源化に向けた協働

更なる家庭系ごみの減量・資源化を促進するためには、地域特性に応じた取り組みや既存制度等の拡充により、市民に対してより効率的・効果的に普及啓発等を実施していく必要がある。

そこで、家庭系ごみの減量・資源化を推進するため、既存のリサイクル推進員制度の充実、適正排出・分別の徹底に関する指導を各地区の環境市民会議や自治体・町内会など地域との協働により実施する。

また、環境学習リーダーや環境診断士といった市民による活動を支援し、環境学習機会の拡大に努める。

さらに、NPO や大学等との連携により、リユース食器の普及促進等、減量・資源化のための様々な取組みにチャレンジする。

施策番号103 事業系ごみ減量・資源化に向けた協働

事業者による自主的な情報提供の仕組みづくり、現地指導対象事業所の拡大、収集業者や事業者団体等との連携を十分に図ることで、事業系ごみの減量・資源化を促進することができると思われる。

許可業者と連携した事業系清掃指導員による排出事業者への指導や、ごみゼロ社会推進協議会等を活用した意見交換の場づくり、事業者団体等を通じた啓発・支援などを実施する。

施策番号104 人材育成

ごみ減量・資源化に対する市民の主体的な行動を推進するため、これらを先導する役割を担う人材を育成する講座や学習の機会を提供し、町会・自治会・地域団体等が主体的に開催する研修や講習の場へ派遣する制度づくりを実施している。

今後も、リサイクル推進員や環境市民会議等の活用により、地域での減量・資源化を市と協働して取組む市民等を育成するための講習会・研修を開催する。

ウ 市民による主体的なリユース・リサイクル

施策番号105 市民による再使用の促進

現在、あったかホールにて使用済み製品の再使用を促進し、市民の主体的な再使用を推進している。

今後は、フリーマーケットやリサイクルショップ利用促進のための有効な情報の提供や、大学・学生との連携によるリユースのしくみづくりなどを実施することで、更なる市民の自主的な再使用の促進を図る。

施策番号106 集団回収の促進

集団回収事業を実施することで、地域内における分別の啓発や地域のコミュニティの形成が図れることから、集団回収事業の促進は重要である。

今後も、資源集団回収事業に対する補助金制度を継続実施し、地域における自主的な資源化の促進を図る。また、集団回収団体の積極的な活動に対する報奨制度や、地域通貨の形で提供するエコマネー制度等の創設についても検討する。

施策番号107 店頭回収の促進

スーパーやコンビニなどで実施している店頭回収は家庭から排出される牛乳パックや白色トレイなどの資源物を均質的に回収することができ、「資源物を分ける」という行為により市民の主体的な資源化を推進することができることから、今後も店頭回収の促進を図る必要がある。

そこで、事業者への働きかけを行い、家庭から排出される資源物の排出機会を拡充し、リサイクルの促進を図る。

施策番号108 環境市民会議による活動の支援

八王子市環境市民会議は、身近な環境を良くするために活動する団体として平成14年7月に発足し、ごみについても、啓発のための冊子作成や基礎調査等、さまざまな活動を行っている。

環境市民会議の活動を全市へ情報発信するとともに、市との会議において積極的な情報交換等を行い、環境市民会議の活動を支援する。

エ 家庭系ごみ、事業系ごみの更なる減量

施策番号109 家庭系ごみの更なる減量

有料化の実施により家庭系ごみの減量効果が維持されているが、今後も家庭系ごみの更なる減量を目指し、以下を実施する。

(ア) 適正排出・分別の徹底

家庭系ごみの適正排出・分別については市民への普及啓発や情報提供を通じて取り組んでいる。

更なる家庭系ごみの減量・資源化を推進するため、各地区の環境市民会議や自治体・町内会など地域とも協働しつつ、適正排出・分別の徹底に関する指導を実施する。

特に、可燃ごみ中に占める割合が比較的高い紙類や、現在でも不燃ごみ中に占め

る割合が高い廃プラスチックについて、戸別指導も視野に入れ重点的に分別指導する。

(イ) 市民への環境学習の推進

ごみの減量・資源化に向けて、より実践的に行動するためにごみ収集の体験、清掃工場の見学等、市民がごみ問題に携われる機会を設けるなど、市民への環境学習機会の提供に努めている。

今後も、市民への啓発のため、現在実施している環境学習や出前講座、施設見学会を行うなど、更なる学習の場と機会の充実に努める。

なお、学校に対する環境学習の対象は、現在の小・中学校から高校・大学へと拡大する。また、環境保全活動を展開するための情報発信や活動支援を行う拠点として設置したエコひろばについても、積極的に活用する。さらに、啓発にあたっては、ワークショップ手法のような相互の意思疎通が可能な方法も併用することにより、市民・事業者の意識の底上げを図る。

(ウ) イベント・キャンペーンを利用した啓発

市民のごみ減量・資源化への意識啓発を図るためのイベント・キャンペーンなどの情報提供や周知を継続実施するとともに、ターゲットを絞ることで更なる効果が得られると考えられる。

今後は、全市民の意識の向上を促進するため、ごみ問題への関心が低い参加者をターゲットとしたイベント・キャンペーンについても検討・実施する。

また、生ごみ・紙類の資源化等、重点的に取り組むべき課題についても、イベントやキャンペーンを利用して広くアピールすることにより、効果的な啓発を図る。

さらに、イベントにおいてリユース食器等を活用することにより、参加者の意識向上及び利用者の拡大を図る。

(エ) マイバッグの利用促進

全市民を対象にマイバッグの利用を促進する「マイバッグの日」や、市民の意見を反映したオリジナルマイバッグ作成の取り組みなどを通じて、市民の意識啓発とごみの発生抑制に努めている。

マイバッグの利用促進は、レジ袋削減効果だけでなく、日常生活におけるごみ問題への意識を向上させる効果、さらには周囲への意識向上の波及効果も期待できるため、事業者と連携した形でマイバッグ運動を積極的に実施する。

施策番号110 事業系ごみの更なる減量

古紙ストックヤードの確保や少量排出事業者に対する資源回収モデル事業等の実施により、事業系ごみの減量効果が維持されているが、今後も事業系ごみの更なる減量を図り、家庭系ごみの減量を視野に入れた事業者の製品設計や製造等の実施を目指し、以下を実施する。

(ア) 事業所への啓発・指導

事業系ごみの正確な実態の把握・分析や、訪問指導時における実態の把握及び特筆すべき取り組みの情報収集等を実施し、秀逸な取り組みについては他事業者に広

げるべくホームページやパンフレット等による情報公開を行っている。

今後、事業系ごみについては、事業者がごみ減量に自主的に取り組むことが求められているため、事業者の自主的な取り組みを推進するための啓発や、分別徹底のための指導を実施する。

全ての事業所に対して、事業者向けガイドブックを配布することにより、発生抑制をはじめとした 3R の取り組みの推進を促し、事業者向け講習会、出前講座を実施していく中では、ワークショップ手法のような相互の意思疎通が可能な方法も併用することにより、事業者のより主体的な参加による意識向上を図る。また、更なる分別徹底のため、現地指導の対象となる大規模事業所の拡大や、新たに少量排出事業所への訪問指導などを実施する。

なお、購入する製品そのものや購入時の包装材等の減量により、家庭から発生するごみの減量効果が期待できるため、これらの減量に向けた啓発についても実施する。

(イ) チェーン店や事業者団体等への働きかけ

市単独での事業者への働きかけには限界があるため、事業者団体との連携や異業種交流会などの取り組みについて啓発や支援を行い、事業系ごみの排出抑制を図る必要がある。

チェーン店や事業者団体等に対して、製造業者によるごみ減量に配慮した製品設計や、事業者・販売店での包装材・レジ袋等の削減を促すための働きかけを行う。また、レジ袋の削減については、小売店へのレジ袋無料配布中止の要請も実施する。

(ウ) 事業者責任の推進

事業者の環境配慮行動の促進は、事業系ごみの減量に大きく寄与するとともに事業者にとって経営面でメリットが生じると考えられることから、エコアクション 21、ISO 取得のための支援や取得した企業の情報発信などに取り組んでいる。

今後も、事業者責任を推進するため、エコアクション 21、ISO14001 取得のための支援や、取得事業者の PRなどを継続する。

施策番号111 ごみ減量へのインセンティブ付与のしくみづくり

ごみ減量・資源化に努力する市民・事業者等が評価され、モチベーションが向上するようなインセンティブ付与のしくみを作るとともに、それらの評価を広く PR することで市民のごみ減量への意識の高揚・行動の促進につながると考えられる。

市民や地域等の積極的なごみ減量・資源化等の優良活動や率先行動に対する報奨制度や、地域通貨の形で提供するエコマネー制度等の創設を検討する。また、既存の優良集合住宅集積所認定制度については、優良住宅の積極的な紹介、PR を実施する。

また、エコショップ認定制度の改良と普及を図る。

施策番号112 持ち込みごみの処理手数料の見直し

事業者や一般家庭から清掃工場へ直接搬入される持込ごみには、重量あたりの処理手数料が定められているが、特に事業系ごみの処理手数料については、清掃工場

における実際の処理経費や民間の資源化業者の受入料金等を踏まえ見直すことで、金額の適正化及び自主的なごみの減量・資源化の推進が期待できる。

そのため、持込ごみの処理手数料の見直しについて適宜検討する。また、持込ごみの家庭系・事業系の手数料水準についても検討する。

オ ごみの減量・資源化に取り組めていない市民・事業者への取組み

施策番号113 情報提供・啓発の充実

「ごみを発生させない」ための意識の高揚・行動を促進するため、日常すぐに役立つようなごみの発生や排出方法に関する体験談等の情報を発信し、市民・事業者のごみへの関心度を向上させる必要がある。

そこで、3Rに関連する情報の提供やそれによる啓発について、市民や事業者の発生抑制をはじめとした3Rへの関心度及び行動率の底上げを図るため、対象を考慮し、より効果的な方法として情報提供の媒体については、情報の浸透度を高め、ごみ問題への意識の低い市民・事業者及び集合住宅にも情報等が行き届くよう、広報・冊子やホームページ、ケーブルテレビ等、多様なものを活用する。

また、情報提供や啓発内容については、わかりやすさや市民・事業者のニーズを重視したものとするほか、ごみ減量の必要性を感じてもらえるよう、先進的な取組みや事例に加え、分別状況や処理経費等を含めた現状、改善による効果について、可能な限り伝達していく。

施策番号114 家庭系ごみの分別レベルに応じた適切な個別指導

家庭系ごみの中にはプラスチックを初めとしてまだ多くの資源が含まれており、これらをきちんと分別し資源として回収することは、ごみの減量・資源化に大きな効果があると考えられる。

ごみ・資源の適正排出に向けた情報提供・啓発や、分別ルールを守らない市民への訪問指導については引き続き実施し、再三の指導等を実施しても改善されない場合には、条例改正も視野に入れ、罰則を科すような制度等の導入について検討する。

また、ごみ減量・資源化に取り組めていない市民及び集合住宅に対して、重点的に普及・啓発を実施する。

施策番号115 事業系ごみの分別に対する啓発・指導の徹底

事業系ごみは排出事業者の責任で処理を行うものであることから、本市が啓発や指導を実施することにより、事業者が分別・資源化の重要性を認識し自主的な取組みを推進するよう促していくことが、事業系ごみの発生抑制のためには重要となる。その中で、情報の浸透度の向上やターゲットを絞った形での指導強化を図ることで、より効果的な発生抑制が可能となる。

そのため、全事業所への事業者向けガイドブックの配布などにより、分別徹底のための啓発を実施する。また、特にごみ減量への取組みがなされていないと考えられる事業所に対しては、清掃指導員の派遣などにより指導の強化を併せて行う。さらに、処理施設における内容物検査の強化を実施し、搬入禁止物が発見された場合には受入拒否を実施する。

また、現地指導の対象となる大規模事業所の拡大や、新たに少量排出事業所への訪

問指導などを実施することにより、分別徹底のための指導を強化する。

カ 生ごみの減量・資源化

施策番号116 各家庭における生ごみの発生抑制

家庭系ごみのうち、約 44%は生ごみであることから、各家庭における生ごみの発生抑制・排出抑制を促進することで家庭から発生するごみを減量することができると思われる。

そこで、家庭用ごみ・資源物収集カレンダー等による発生抑制・分別等の啓発に加え、エコロジッククッキング教室の開催支援等を実施することで、食材の使い切り、食べ残しの削減等の意識啓発を図り、各家庭における生ごみの発生抑制を促進する。

また、スーパー等でのバラ売り、量り売り促進の働きかけ、発生抑制・排出抑制のための取組みについて情報提供を行い、市民が計画的な消費行動や冷蔵庫の管理などに取り組めるよう啓発する。

施策番号117 各家庭における生ごみの水切りによる排出抑制

生ごみはそのほとんどが水分であることから、排出の際に水切りや手絞りなどを実施することにより、排出抑制が期待できる。

各家庭から発生した生ごみの重量を可能な限り減らすため、三角コーナーや手絞り等による水切りの効果及びその方法について、情報を提供する。

水切り・ひと絞り運動、キャンペーンを実施するとともに、水切り用具の配布やそれを用いたモニター実験について検討を行う。また、可燃ごみ収集時に、水切りやごみの分別・出し方などについて広報活動を実施し、広く市民に周知することで、排出抑制の促進を図る。

施策番号118 各家庭における生ごみの資源化

各家庭において、生ごみを「ごみ」として排出せず、家庭系生ごみ処理機やダンボールコンポストによる堆肥化を普及し、生ごみの資源化を促進することで、家庭系ごみの減量・資源化に大きく寄与できると考えられる。

そこで、家庭系生ごみ処理機による減量・資源化の効果を周知し、その普及を目指して補助の拡大を図るとともに、補助制度のPRにより、購入者が長く利用することを目指し、利用者へのフォローアップを実施し、各家庭における生ごみの資源化を促進する。なお、フォローアップとしては、処理機購入後の使用状況調査や利用者へのアドバイス等を行う。

また、ダンボールコンポストを普及させ、堆肥の多様な活用・使用方法に関する情報を提供していくことにより、各家庭内における資源循環の促進を図る。

施策番号119 地域特性に応じた生ごみの資源化の促進

生ごみの資源化モデル事業の実施により、生成される一時処理物や堆肥等の受け入れ先の調整・確保、補助制度確立の必要性等、モデル事業の拡大に伴う課題が抽出されたが、地域特性に応じた生ごみの資源化を促進し、ごみの減量・資源化を図る必要がある。

そこで、町会・自治会等の地域や集合住宅等、ある程度まとまった活動単位を対象

に、平成 23 年秋に実施した生ごみの資源化モデル事業を拡大する。

生成される一次処理物等については、まずは地域あるいは集合住宅内における自主的な循環を促す予定だが、それが困難なケースも考えられるため、本市は公共施設等、堆肥の利用先の確保に向けた調査・調整等を進める。

また、大型生ごみ堆肥化処理機・地域型生ごみ処理機の貸出及び維持管理支援や拠点回収等の可能性を検討する。具体的には、地域での拠点となる市民センターなどに大型生ごみ堆肥化処理機などを設置し、市民が生ごみを持ち込める拠点処理のしくみづくりについて、生成される堆肥の受入先の調整とともに検討し、地域コミュニティの醸成として活用する。

さらに、リサイクルリーダーの養成と活用を図る。

施策番号120 各事業所における生ごみの発生抑制・排出抑制

事業系ごみのうち、約 37%は生ごみであることから、各事業所からの生ごみの発生抑制・排出抑制を促進することで事業所から発生するごみを減量することができると思われる。

各事業所における生ごみの発生抑制を促進するため、事業者向け講習会の開催・直接指導等による啓発を実施するほか、飲食店における提供メニューの工夫等、発生抑制・排出抑制のために事業者が取組める事項について情報提供を行う。

施策番号121 各事業所における生ごみの資源化の促進

発生抑制を行ったうえで排出される生ごみにおいても、資源化に取り組むことにより減量することができると思われる。

各事業所における生ごみの資源化を促進するため、先進的な取組み事例・方法等を規模別・業種別にとりまとめた情報や、市内の資源化事業者等の情報を、ホームページ等により提供する。なお、中小規模の事業者は、単独での積極的な資源化が困難であると考えられるため、複数の事業者が集まった形での共同排出・資源化事業を推進する。

また、食品関連事業者については、食品リサイクル法における登録再生利用事業者への排出を誘導する。

さらに、現在市内の一部の小学校で実施している「食の循環モデル事業」については、子供への環境教育・食育や家庭への波及効果が期待できることから、さらなる拡大を図る。

キ 生活排水対策

施策番号122 公共下水道への接続促進

平成 19 年度に概成した公共下水道の整備は、接続率が平成 20 年度で 90.1%となっている。公共下水道への未接続や市設置型浄化槽の未整備が解消されることで、川に流出する汚れは 70%減少する。河川や水路の水質向上のためには、公共下水道の接続率を向上させることが最も重要である。また、下水道法においては、市民・事業者は公共下水道の供用開始とともに公共下水道へ接続しなければならないとの規定がある。そこで、公共下水道への接続を促進するため、以下に示す取組みを進める。

(ア) 接続費用についての支援や未接続者に対する費用負担の見直し

a 未接続者に対する新たな負担

し尿処理手数料の改定と、一般家庭における浄化槽汚泥処分手数料及び事業系における浄化槽の汚泥処分手数料を改定し、新たな負担を求める。

b 未接続者への指導強化

下水道法における接続義務の趣旨を踏まえ、悪質な未接続者の公表など、下水道接続指導制度を導入して接続指導を強化する。

(イ) 現場主義で取り組む戸別訪問の強化

下水道未接続の家屋はくみ取りトイレや浄化槽使用の家屋である。公共下水道接続促進には家庭の状況に合わせた適切な支援が必要である。現場主義を基本とし、戸別訪問を強化する。さらに、河川や水路の水質を測定し、その結果から重点的に対策を行う地域を設定し、地域の水路・河川の浄化を効率的に進める。

施策番号123 浄化槽維持管理指導の徹底

浄化槽を使用している市民や事業者に対し、浄化槽法による指導を徹底する。

(ア) 浄化槽使用状況の把握と無届浄化槽対策

公共下水道への接続促進と併せて浄化槽の利用状況と無届浄化槽の把握に努める。

(イ) 浄化槽管理者（浄化槽設置者）に対する適正管理三大義務の周知徹底

公共下水道への接続促進（戸別訪問）と併せ、以下の三大義務の指導を強化する。

a 定期的な保守点検

浄化槽の機能を維持するために機器の点検・調整などを行う保守点検を受けなければならない。保守点検は 4 か月に 1 回以上。（浄化槽の処理方式や処理対象人員(人槽)により回数が異なる）

b 定期的な清掃の実施

浄化槽は少しずつ汚泥が溜まるため、そのままにしておくと臭いや水質が悪化する。年 1 回以上の清掃を行わなければならない。

ｃ 年一回の法定点検

浄化槽が正常に機能しているかを総合的に判断する東京都知事指定の検査機関による検査であり、定期検査は毎年 1 回行わなければならない。

施策番号124 市設置型浄化槽の整備促進と維持管理

市では、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び河川の水質保全を目的として、平成 16 年度より公共下水道認可区域外における市設置型浄化槽の整備事業を進めている。すべての対象世帯における市設置型浄化槽の利用を実現するため、以下に示す取組みを行う。

(ア) 支援制度の拡充と公平性の確保

宅内排水施設工事費用に対する支援制度として、補助制度を導入する。また、公共下水道や市設置型浄化槽利用者との公平性を保つために、市設置型浄化槽未設置者に対して浄化槽汚泥処理など新たな負担を求め、整備を促進する。

(イ) 設置手法の検討

浄化槽設置が困難な狭小地（スペースが無い宅地）への公共用地を利用した設置手法を検討する。

(ウ) 維持管理

浄化槽法に基づいて、維持管理を徹底する。

施策番号125 市民への啓発活動

日常生活により家庭から排出される汚れ（汚濁負荷）は川の流れの原因のひとつである。また、家庭から公共下水道に排出される汚れは、下水処理場に負荷をかける。そのため、市は、「八王子に清流を取り戻す市民の会」と協働で、「川環境カルタ」や「ふるさとの清流をめざして」（パンフレット）などを活用し、河川流域別にモデル地区を設定して啓発活動を推進する。

(2) 処理体制

ア 資源・エネルギーの有効利用の促進

施策番号201 事業系ごみの更なる資源化

事業系ごみのうち大きな割合を占める紙類を対象に、古紙ストックヤードの確保や少量排出事業者に対しての資源回収モデル事業等を実施し、事業系ごみの資源化に取り組んでいる。

今後も、少量排出事業所に対して実施している資源回収のモデル事業や、古紙持込場所を活用した紙類の資源化促進、資源回収ルートの確立を継続実施する。

また、大学から発生する資源物については、市による回収・資源化を検討する。

施策番号202 新たな資源化事業への取り組み

家庭から排出される剪定枝、廃食用油については、排出元によらずごみ質が一律であるため、「ごみ」として処理するのではなく資源化の方法を考えることで、更なる家庭系ごみの減量・資源化につながると考えられる。

家庭から排出される剪定枝、廃食用油については、資源としての有効活用を図るため、市民を対象とした剪定枝資源化モデル事業や、小学校を対象とした廃食用油資源化事業を展開する。また、シュレッダーについても、袋出し回収について方法を検討する。

施策番号203 エネルギーの有効利用促進

市内で排出されるごみのうち、発生抑制、再使用、再生利用できなかったものについては、循環型社会形成推進基本法の処理の優先順位に従い、熱回収し廃棄物の循環的な利用を促進する必要がある。

よって、発生抑制もしくは再生利用ができずに排出・焼却されるごみについては、既存の清掃工場・今後新たに整備する清掃工場ともに、焼却時の廃熱を熱そのものまたは電力として積極的に有効利用する。

施策番号204 中間処理後の不燃残渣の資源化

現在、不燃ごみ・粗大ごみ及び資源プラスチックの中間処理に伴って発生する不燃残渣については、二ツ塚最終処分場において埋立処分を行っている。

今後は二ツ塚最終処分場の延命化を図るため、これらのごみについては全量資源化を目指し、民間資源化施設の活用等により、更なる埋立処分量の減量と資源化を促進する。

合わせて、焼却灰のエコセメント化を継続実施することにより、埋立量ゼロを目指します。

イ 環境への負荷の低減と安全・安心で効率的・安定的な処理

施策番号205 収集・処理システムの整備

(ア) 収集体制の効率化・サービス向上

ごみの収集にあたっては、今まで以上に排出者である市民の目線に立ち、適正で

円滑な運営が行われるよう、職員・委託業者の意識改革から進めていくとともに、より効果的・効率的な収集体制を構築し、市民サービスの向上を図る必要がある。また、今後の少子・高齢化により到来する人口減少社会についても考慮した収集体制の構築が必要となる。

よって、走行ルート of 効率化や収集時刻の安定化、ふれあい収集、粗大ごみ収集等について、市民サービスの向上につながるシステムの整備を目指す。

(イ) ごみの適正処理の推進 ー特別な対応を要するごみー

個別リサイクル法の指定品目については、情報提供等により回収・資源化の促進を図る。また、処理困難物や在宅医療廃棄物については、引き続き適正処理を推進する。

ウ ごみ処理の基盤となる処理施設の更新

施策番号206 市内2清掃工場体制の確立と高効率なエネルギー回収の実現

市では、館清掃工場の停止以来、多摩清掃工場（多摩ニュータウン環境組合）への搬入エリアを一時的に従来よりも拡大することによって、市内2清掃施設及び多摩清掃工場により市内から発生する可燃ごみを処理しているが、仮に従来の多摩清掃工場への搬入エリアとした場合には、処理能力が不足し、全ての可燃ごみを処理出来ない状況となっている。また、北野清掃工場及び戸吹清掃工場については、老朽化しつつある。

そのため、市内の施設を中心とした安定・継続的な処理を確保することとする。館清掃工場については、既存施設の解体、新施設の建設及びそれらに伴う計画・設計等を推進し、戸吹清掃工場については、基幹的設備改良工事を行い廃棄物処理施設の整備に係るトータルコストを縮減して市内清掃工場での安定・継続的なごみ処理体制の確保に努める。合わせて、長期的には、北野清掃工場及び戸吹清掃工場を停止し、それらの更新施設を新たに整備することにより、市内2清掃工場+多摩清掃工場による可燃ごみ処理体制の確立を目指す。

新館清掃工場は平成34年度の稼働開始を目指すこととし、施設規模等については、市内の焼却工場の処理能力の見通しも含めた上で、今後設定する。

また、施設更新時には、費用対効果を考慮し、今後の技術革新の動向を踏まえた最先端の技術と環境対策を取り入れるだけでなく、高効率なエネルギー回収による発電・余熱利用等を行うことにより、低炭素社会への貢献を目指す。

施策番号207 戸吹不燃物処理センターの更新

レアメタルについては、国がリサイクル制度の確立に向けて検討を進めているところであるが、家庭から排出される不燃ごみ・粗大ごみの中には、レアメタルが含まれる小型家電等が多く含まれている。

戸吹不燃物処理センターで扱う不燃ごみの質・量は当初から大きく変化し、施設の老朽化や選別機能の低下も進んでいるが、新たに小型家電等を選別・回収し、民間業者等への資源化委託を行うことは、希少資源の有効活用につながると考えられる。

このような状況を踏まえ、戸吹不燃物処理センターについては、小型家電等の選別・回収機能を備えたものとするとともに、ごみ質・量の変化に伴う施設内容・規模の見

直しを実施し更新を行う。

施策番号208 資源物ストックヤードの整備検討

家庭系ごみや事業系ごみの資源化の拡大を図っていくためには、回収した資源物を保管するストックヤードの確保が必要である。

そのため、家庭から排出される剪定枝等の資源化推進を目的に、新たに資源物ストックヤードを整備することを検討する。

表 3 一般廃棄物の分別区分及び処理方法

[現 状] (平成 23 年度)

[将 来] (平成 30 年度)

区分	分別区分	処理方法	処理施設	搬入量 (t/年)		
家庭系	ごみ	可燃ごみ	焼却 (一部焼却後資源化)	戸吹清掃工場 北野清掃工場	67,092	
		不燃ごみ	破碎処理 (処理後：焼却・埋立・資源化)	戸吹不燃物処理センター	6,680	
		有害ごみ	委託処理	民間施設	96	
	粗大ごみ	可燃性	焼却 (一部焼却後資源化)	戸吹清掃工場	3,024	
		不燃性	破碎処理 (処理後：焼却・埋立・資源化)	戸吹不燃物処理センター		
	資源物	古紙	新聞紙	委託による資源化	民間施設	33,543
			ダンボール	〃	〃	
			雑誌・雑紙	〃	〃	
		紙パック	〃	〃		
		空きびん	〃	〃		
		古着・古布	〃	〃		
		紙パック	〃	〃		
		はがき類	〃	〃		
ペットボトル プラボトル 発泡スチロール その他プラスチック 製容器包装		圧縮・梱包	プラスチック 資源化センター			

分別区分	処理方法	処理施設	搬入量 (t/年)	
可燃ごみ	焼却 (一部焼却後資源化)	戸吹清掃工場 北野清掃工場	57,363	
不燃ごみ	破碎処理 (処理後：焼却・埋立・資源化)	戸吹不燃物処理センター	5,910	
有害ごみ	委託処理	民間施設	97	
粗大ごみ	可燃性	焼却 (一部焼却後資源化)	戸吹清掃工場	3,088
	不燃性	破碎処理 (処理後：焼却・埋立・資源化)	戸吹不燃物処理センター	
古紙	新聞紙	委託による資源化	民間施設	40,569
	ダンボール	〃	〃	
	雑誌・雑紙	〃	〃	
	紙パック	〃	〃	
	空きびん	〃	〃	
	古着・古布	〃	〃	
	紙パック	〃	〃	
	はがき類	〃	〃	
	ペットボトル プラボトル 発泡スチロール その他プラスチック 製容器包装	圧縮・梱包	プラスチック 資源化センター	

事業系	ごみ	可燃ごみ	焼却	戸吹清掃工場 北野清掃工場	30,901
	資源物	資源物	処理業者が 収集・運搬	民間施設	618

可燃ごみ	焼却	戸吹清掃工場 北野清掃工場	27,468
資源物	処理業者が 収集・運搬	民間施設	2,451

エ 生活排水の処理体制の現状と今後

施策番号209 下水道管の耐震化推進

(ア) 地震対策緊急整備事業の推進

平成7年1月に発生した兵庫県南部地震や平成16年10月に発生した新潟県中越地震では、下水道施設への被害も甚大であった。また、東海地震や東南海地震、首都直下地震など大規模地震発生の可能性が高まっており、いつどこで大地震が発生してもおかしくない状況下にあるといわれている。国では平成9年に耐震設計基準を見直し、平成17年に下水道法施行令を改正し構造基準を規定した。市は、この構造基準に従い緊急かつ効率的に選定した下水道管のうち、緊急に対処すべき区間について耐震化を推進する。



＜事業内容＞

施工地区	中心部では、八王子市地域防災計画に基づく国道・都道などの緊急輸送路や鉄道などの物資輸送上重要な交通網が集中し、人口密度が高く、防災拠点・避難所・医療施設などが多く、その影響が特に大きくなることが予想されることから施工地区に決定
耐震化延長	北野処理区（合流区域）のうち延長約 4,800m
施工内容	下水道管の交換や内部の被覆補強
施工期間	平成 25 年度まで

(イ) 全市的な耐震計画

地震対策緊急整備事業の対象区域以外についての耐震化は、新たに総合地震対策計画を策定し、引き続き事業を推進する。

施策番号210 下水道管の長寿命化対策推進

(ア) 維持管理の充実

下水道施設である管路の機能を十分に発揮させるとともに、その機能を保持し、延命させるために維持管理は重要である。施設量に見合った下水道の機能保全や延命化を図るためには、目視やビデオカメラによる管路の点検・調査、補修が必要な場合の改築・修繕方法の検討などを効率的に実施しなければならない。このため、中・長期的視点での予防保全的な管理計画を策定し、管理の充実を図る。

(イ) 計画的な施設の維持管理（長寿命化対策）の維持

市内には約 2,000km におよぶ下水道管が布設されているため、市は、効率的な老朽化対策による下水道管の内面補修・交換や継ぎ手部の補修などを行い、市民の安全・安心な暮らしを守る。維持管理計画に基づく維持管理を実施し、老朽化対策を行う。

オ 今後の処理体制の要点

- ◇将来の安定・継続的なごみ処理を第一に考え、市内2清掃工場体制を維持する。
- ◇平成24年3月現在で、北野清掃工場は稼働から18年、戸吹清掃工場は14年が経過しているため、北野清掃工場の代替施設として館清掃工場を更新、戸吹清掃工場の基幹的設備改良工事を行い廃棄物処理施設の建設に係るトータルコストの縮減を図る。
- ◇更新施設については高効率なエネルギー回収施設とし、低炭素社会への貢献を目指す。
- ◇更なる再資源化及び限られた資源の有効利用促進のため、戸吹不燃物処理センターを更新する。
- ◇平成23年3月1日に発生した東日本大震災を受け、大規模な災害に備えた連携体制や、処理システムの構築を目指す。
- ◇生活排水の処理について、下水道接続率の向上を図る。

(処理体制の現状と将来：添付資料4)

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

(2)を踏まえた、分別区分及び処理体制で処理を行い、さらに熱回収施設での熱回収効率を向上させるため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備予定の処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
01	熱回収施設	(仮称)新館清掃工場整備事業	約200t/日	八王子市館町 2700番地	平成27年度～平成29年度 (第2次計画) 平成30年度～平成33年度 (第3次計画)
02	熱回収施設	戸吹清掃工場基幹的設備改良事業	300t/日	八王子市戸吹町 1916番地	平成27年度～平成29年度 (第2次計画) 平成30年度～平成31年度 (第3次計画)
03	リサイクルセンター	戸吹不燃物処理センター 更新事業	34t/日	八王子市戸吹町 1916番地	H25～H26

※ 事業番号01については、施設整備運営方式等によって事業期間は前後する可能性がある

※ 事業番号01については、今後処理能力を見直す可能性がある

※ 事業番号02については、平成27年度は契約のみで支払いはない

(整備理由)

事業番号01 安定性・継続性に優れた処理体制の確立、エネルギーの有効利用促進のため

事業番号02 既存施設の老朽化、熱エネルギーの積極的回収と温室効果ガスの発生抑制

事業番号03 更なるごみの再資源化及び限られた資源の有効利用促進のため

イ 合併浄化槽の整備

合併浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	直近の整備済基数 (基) (平成21～23年度)	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間
04	浄化槽市町村 整備推進事業	44	100	420	H25～H29

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、平成26年度より表6に示す計画支援事業を行う。また、各施設完成後は整備事業の一環として性能確認を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
11	(仮称)新館清掃工場整備に係る計画支援事業	解体設計等, PFI導入可能性調査等, 施設基本計画等, 発注支援等, 東京都条例に基づく 環境影響評価 測量調査 地質調査	H26~H29
12	戸吹清掃工場基幹的設備改良事業に係る計画支援事業	発注支援等	H27

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 不法投棄対策

施策番号301 まち美観の確保

不法投棄等の犯罪を許さないまちをつくるため、不法投棄や資源持ち去り対策を強化する。また、ごみの散乱を防止し、まちの美化を推進する。

イ 災害時の廃棄物処理に関する事項

施策番号302 災害時にも対応可能な廃棄物処理システムの構築

震災等の災害発生時には、がれき等の災害廃棄物が多量に発生することが想定されるが、これらを迅速かつ適正に処理していくことは、復旧・復興のために必要となる。

そのため、多摩地域圏での災害発生に備え、周辺自治体との相互支援体制や民間施設等による支援体制の構築、さらには、既存ごみ処理施設の緊急的な避難所や救出救助拠点・復旧活動拠点としての利用について検討する。また、がれき等のストックヤードについても整備を検討する。

なお、今後新たに整備する施設については、耐震基準を満たすものとするはもちろん、清掃工場の規模は災害廃棄物の量を考慮したものとして設定する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて都・国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況等を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

(添付書類一覧)

- 添付資料 1 : 対象地域図
- 添付資料 2 : ごみ処理目標の設定に関するグラフ等
 - 2-1 : 排出量と人口の推移
 - 2-2 : 家庭系ごみ排出量と原単位
 - 2-3 : 事業系ごみ排出量
 - 2-4 : 処理・処分の推移
 - 2-5 : 総括（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく基本方針との比較）

■添付資料 3 : し尿・汚泥処理目標の設定

■添付資料 4 : 処理体制の現状と将来

◎様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1

■添付資料 5 : 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

■添付資料 6 : 地域内の施設の現況と予定

◎様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2

◎様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

【参考資料様式 1】 施設概要（リサイクル施設系）

【参考資料様式 2】 施設概要（熱回収推進施設系）

【参考資料様式 3】 施設概要（熱回収推進施設系）

【参考資料様式 5】 施設概要（浄化槽系）

【参考資料様式 6】 計画支援概要

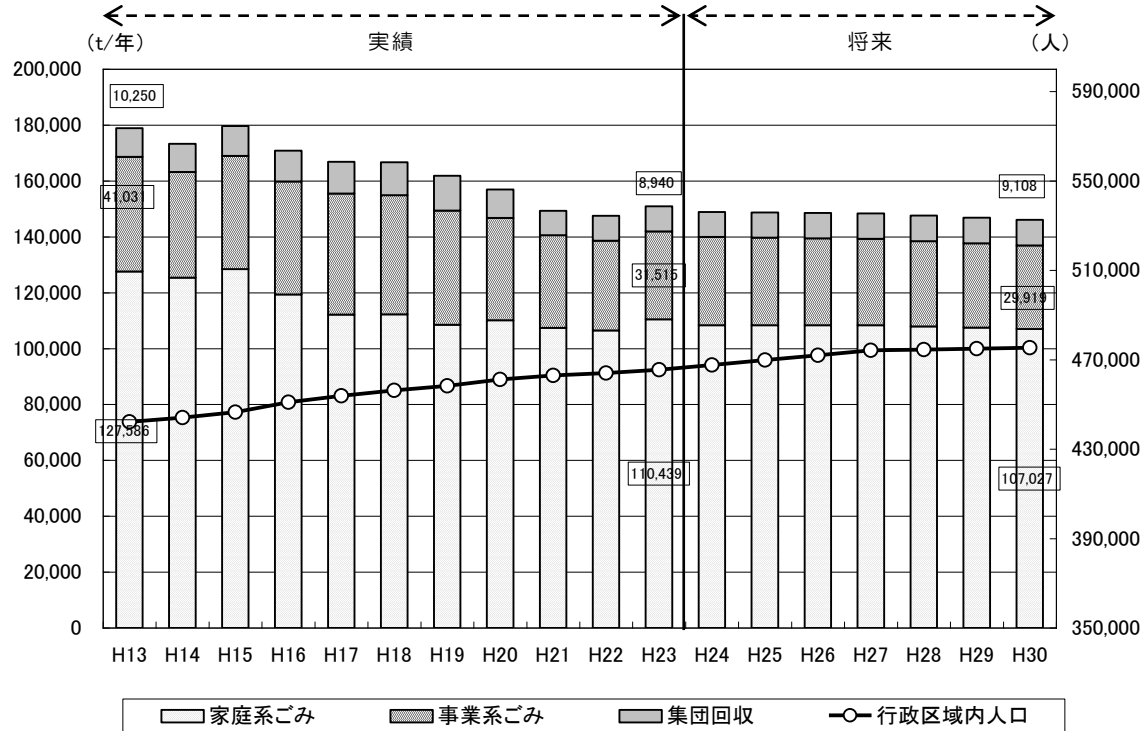
■添付資料1 対象地域図



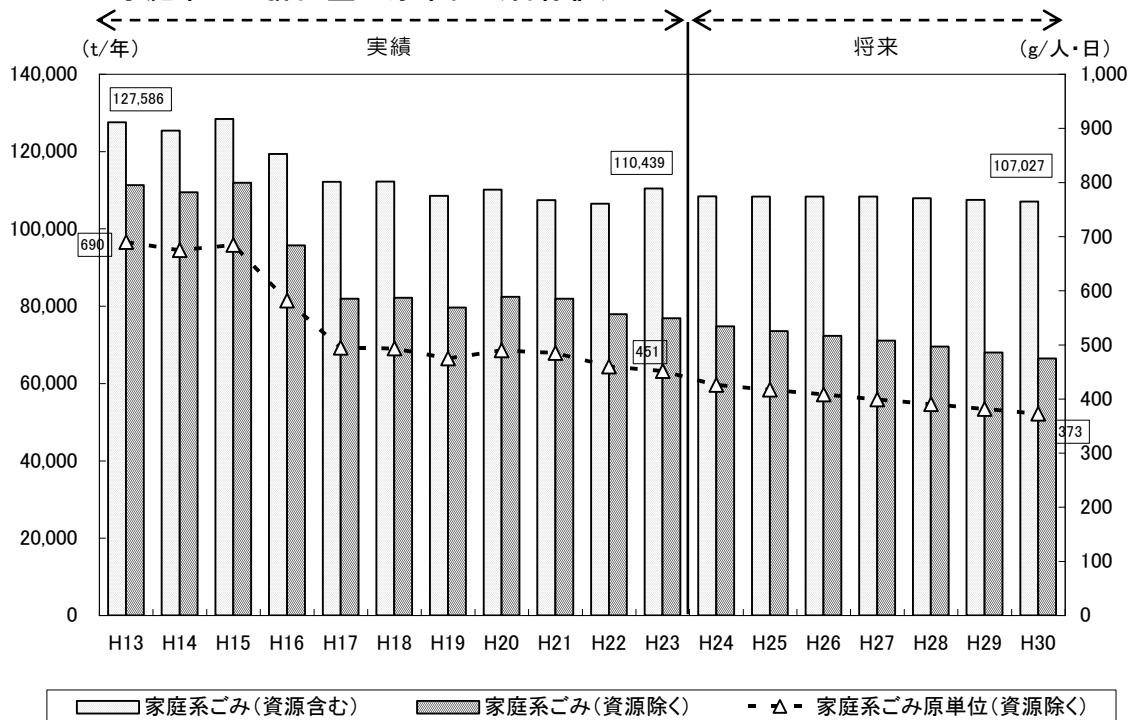
※図中の網掛け部分が対象地域

■添付資料2 ごみ処理目標の設定に関するグラフ等

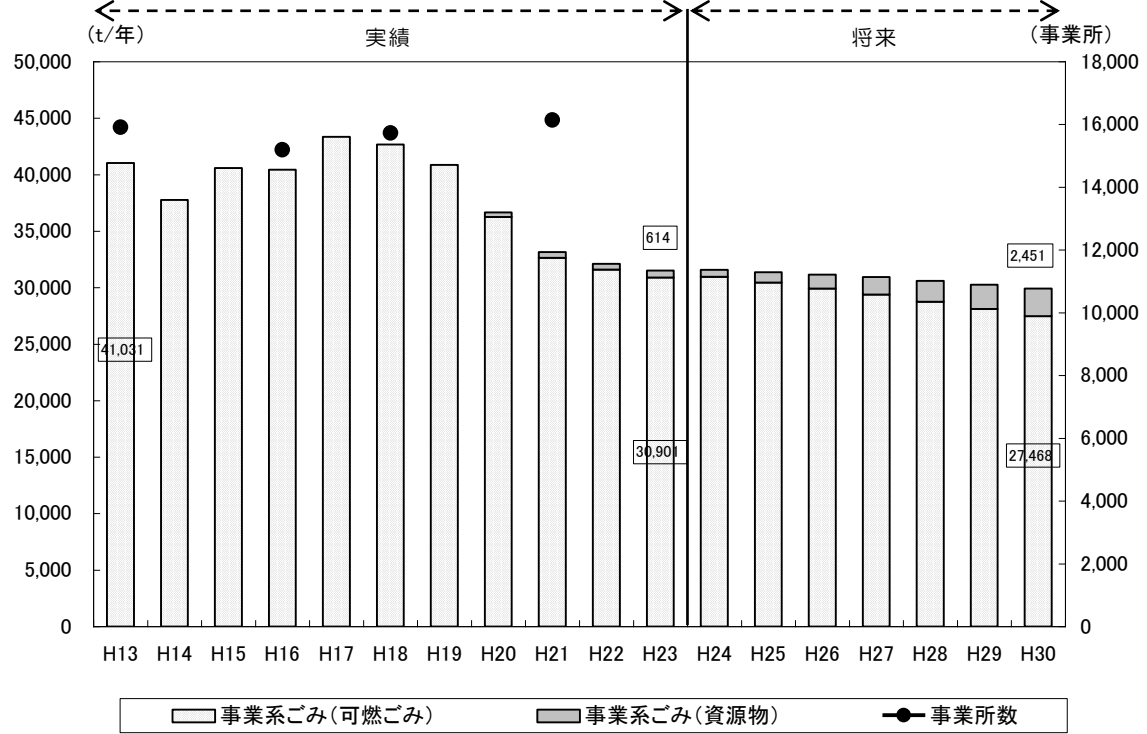
2-1 排出量と人口の推移（推計値）



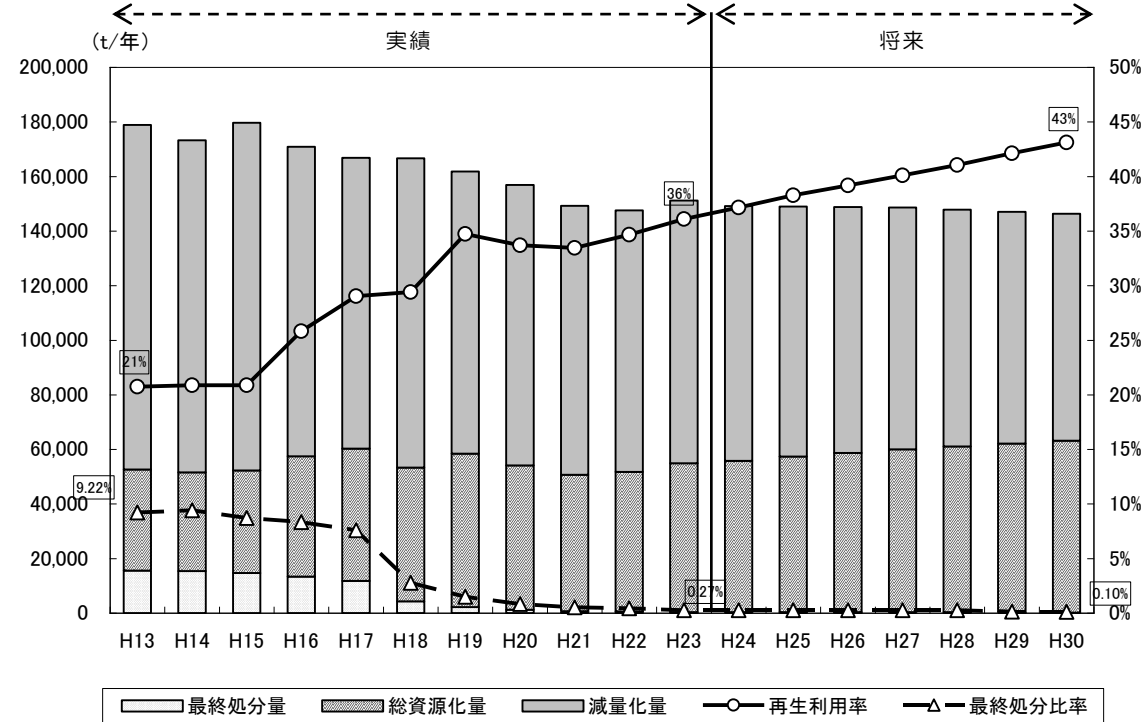
2-2 家庭系ごみ排出量と原単位（目標値）



2-3 事業系ごみ排出量



2-4 処理・処分の推移



2-5 総括（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく基本方針との比較）

指 標 ・ 単 位			現 状	予 測				
			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 目標年 (基本方針)	平成30年度 目標年 (本計画)
計画区域人口※1			465,495	467,662	469,829	471,996	474,163	475,323
排 出 量	事業系 総排出量	t/年	31,519	31,576	31,366	31,147	30,932	29,919
	事業所数※2	事業所	15,743	15,743	15,743	15,743	15,743	15,743
	1事業所あたりの排出量※3	t/事業所	1.96	1.97	1.93	1.90	1.87	1.74
	家庭系 総排出量	t/年	110,435	108,379	108,371	108,348	108,331	107,027
	1人あたりの排出量※4	g/人・日	451	438	429	420	411	383
	ごみ排出量（事業系+家庭系+その他※5）	t/年	142,207	140,208	139,990	139,748	139,516	137,199
	1人あたりの排出量※6	g/人・日	634	621	608	595	582	543
再生使用量	直接資源化量	t/年	32,812	32,856	34,301	35,759	37,229	41,247
	総資源化量	t/年	54,552	55,409	57,015	58,305	59,607	63,069
減量化量	中間処理による減量化量	t/年	96,215	93,378	91,598	90,112	88,623	83,094
最終処分量	埋立最終処分量	t/年	380	383	380	376	372	144

※1 人口：実績年は各年10月1日現在の実績値、予測年は各年10月1日の予測値

※2 事業所数：平成16、18、21年度の平均である15,743事業所と仮定した

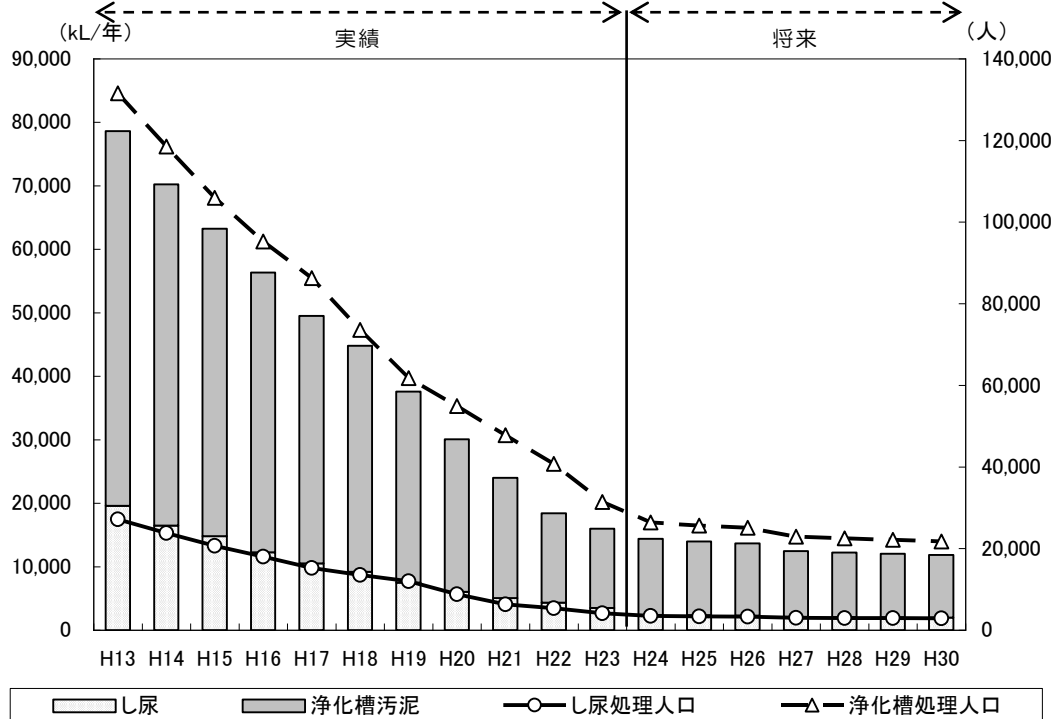
※3 (1事業所あたりの排出量) = {(事業系総排出量) - (事業系資源ごみ量)} / (事業所数)

※4 (1人あたりの排出量) = {(家庭系総排出量) - (家庭系資源ごみ量)} / (計画区域人口) / 365日

※5 その他は側溝汚泥や不法投棄等

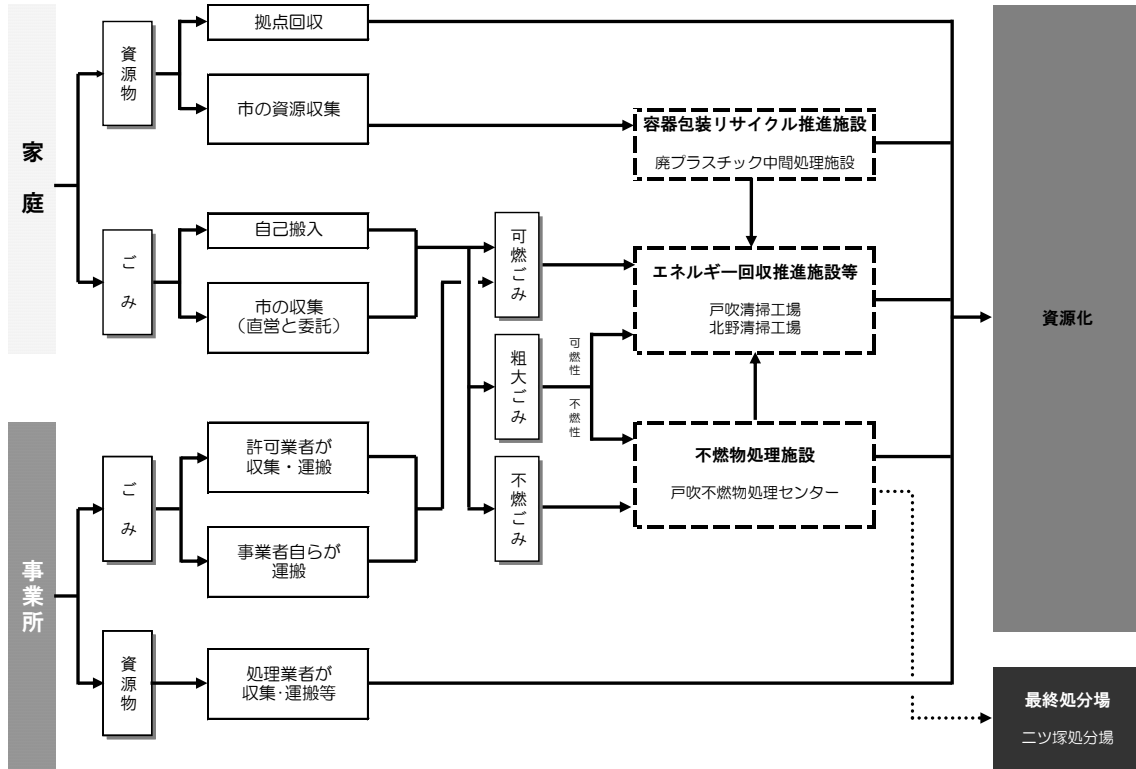
※6 (1人あたりの排出量) = {(家庭系・事業系総排出量) - (家庭系・事業系資源ごみ量)} / (計画区域人口) / 365日

■添付資料3 し尿・汚泥処理目標の設定

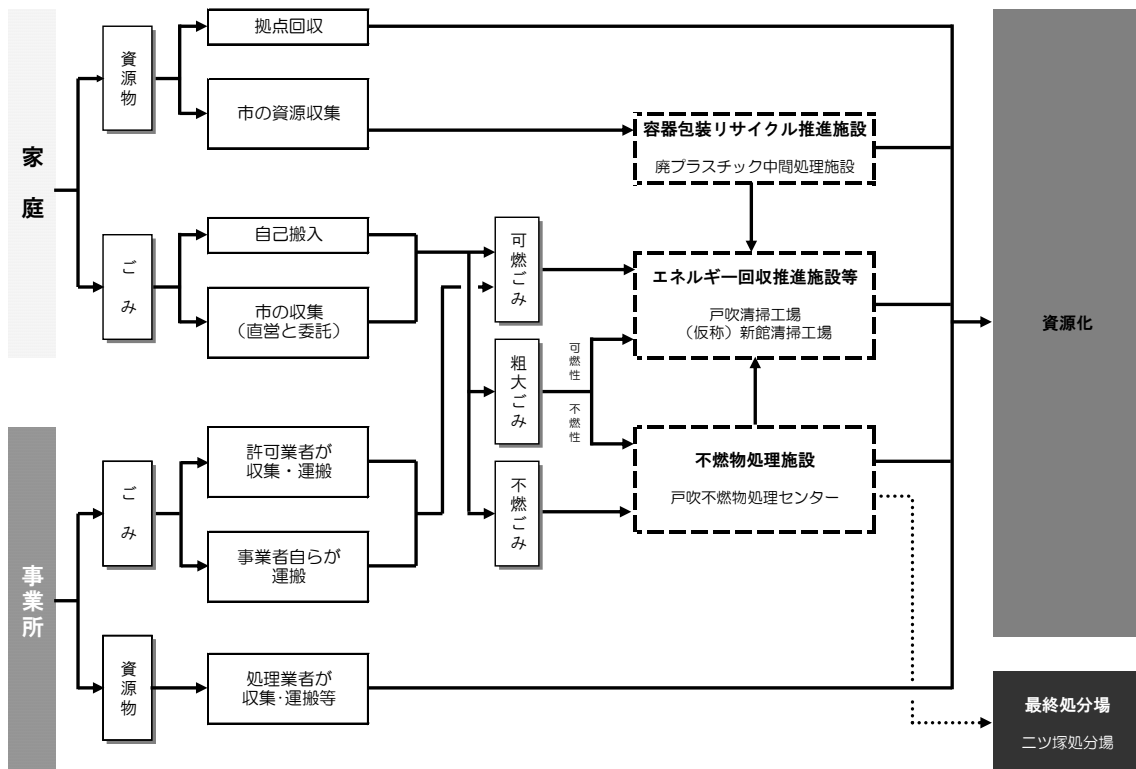


■添付資料 4 処理体制の現状と将来

[現 状]



[将 来]



◎様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1 (平成25年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	八王子市	(2) 地域内人口	564,980人 (H23.10.1)	(3) 地域面積	186.31 km ²
(4) 構成市町村等名	八王子市	(5) 地域の要件	(人口) 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	多摩ニュータウン環境組合・東京たま広域資源循環組合に構成市として加盟				
① 組合を構成する市町村	<input type="checkbox"/> 多摩ニュータウン環境組合 (3市) 八王子市、町田市、多摩市 <input type="checkbox"/> 東京たま広域資源循環組合 (25市1町) 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市、瑞穂町			② 設立年月日：	<input type="checkbox"/> 多摩ニュータウン環境組合 平成5年4月1日 <input type="checkbox"/> 東京たま広域資源循環組合 昭和55年11月1日
③ 設立されていない場合、今後の見通し	-				

2 減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年度	過去の状況・現状					目標		
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成30年度	(対現状比)	
排出量	事業系	総排出量(トン)	40,864	36,654	33,140	32,101	31,519	29,919	-5.1%
		1事業所当りの排出量(トン/事業所) ※資源物除く	2.60	2.30	2.07	2.01	1.96	1.74	-11.1%
	家庭系	総排出量(トン)	108,535	110,136	107,447	106,511	110,435	107,027	-3.1%
		1人当りの排出量(g/人・日) ※資源物除く	475	490	485	460	451	383	-15.1%
	合計	事業系家庭系排出量合計(トン) ※その他ごみ含む	149,399	146,790	140,587	138,612	142,207	137,199	-3.5%
再生利用量		直接資源化量(トン)	28,911	28,140	26,077	29,137	32,812	41,247	-
		[19.4%]	[19.2%]	[18.5%]	[21.0%]	[23.1%]	[30.1%]	-	
		総資源化量(トン)	56,202	52,877	49,945	51,139	54,552	63,069	-
		[37.6%]	[36.0%]	[35.5%]	[36.9%]	[38.4%]	[46.0%]	-	
		熱回収量(年間の発電電力量 MWh)	16,470	17,250	16,999	16,088	16,758	15,060	-
中間処理による減量化量		減量化量(中間処理前後の差 トン)	103,414	102,793	98,592	95,803	96,215	83,094	-
			[69.2%]	[70.0%]	[70.1%]	[69.1%]	[67.7%]	[60.6%]	-
最終処分量		埋立最終処分量(トン)	2,226	1,232	727	605	380	144	-
			[1.5%]	[0.8%]	[0.5%]	[0.4%]	[0.3%]	[0.1%]	-

※表中の[]は各年度の排出量の合計に対する割合を示す。

※排出量の合計は側溝汚泥や不法投棄等のその他ごみを含む。

3 現有施設の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	実施主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
戸吹清掃工場	八王子市	全連続燃焼方式	有	300 (t/日)	平成10年4月	平成32年3月	老朽化、CO2排出削減のため	全連続燃焼方式	平成32年3月	300 (t/日)	
館清掃工場	八王子市	全連続燃焼方式	有	300 (t/日)	昭和56年4月	平成34年3月	エネルギーの有効利用促進のため	全連続燃焼方式	平成34年3月	約200 (t/日)	平成22年9月に稼働停止
北野清掃工場	八王子市	全連続燃焼方式	有	100 (t/日)	平成6年10月						平成34年度までに停止予定
戸吹不燃物処理センター	八王子市	横型回転式	有	180 (t/5h)	平成4年4月	平成27年4月	再資源化促進のため	手選別方式	平成27年4月	34 (t/日)	B系ラインを廃止
プラスチック資源化センター	八王子市	選別・圧縮梱包	有	52 (t/日) プラ : 40t/日 ベット : 12t/日	平成22年10月						
北野衛生処理センター	八王子市	標準脱窒素処理方式+凝集沈殿+オゾン+砂ろ過	有	230 (kL/日)	昭和57年9月						
多摩清掃工場	多摩ニュータウン環境組合	全連続燃焼方式	有	400 (t/日)	平成10年4月 平成14年4月						
		不燃・粗大ごみ処理	有	90 (t/5h) 不燃系 : 40t/5h×2 粗大系 : 10t/5h×1	平成14年4月						
エコセメント化施設	東京たま広域資源循環組合	エコセメント化	有	約300 (t/日)	平成18年7月						
二ツ塚処分場				3,700,000 (m3) ※供用時	平成10年1月						

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		年度	過去の状況・現状					目 標
			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成30年度
人 口 動 態	行政区域内人口(人)		552,358	556,813	560,506	562,941	563,053	571,713
	水洗化人口	公共下水道人口※1	482,208	498,010	509,791	515,551	540,436	556,258
		コミュニティプラント人口	0	0	0	0	0	0
		浄化槽人口※2	59,362	51,862	44,893	42,491	18,488	13,281
		漁業集落排水処理人口	0	0	0	0	0	0
	自家処理人口	0	0	0	0	0	0	
	し尿収集人口	10,788	6,941	5,822	4,899	4,129	2,174	
処 理 内 訳	し尿処理量(kL) ※3		37,270	29,817	23,622	18,126	15,780	11,826
	し尿処理施設	し尿	7,142	5,823	4,687	4,027	3,269	1,971
		汚泥	30,128	23,994	18,935	14,099	12,511	9,855
	下水道処理	し尿	0	0	0	0	0	0
		汚泥	0	0	0	0	0	0
	海洋投入	し尿	0	0	0	0	0	0
		汚泥	0	0	0	0	0	0
	農地還元	し尿	0	0	0	0	0	0
		汚泥	0	0	0	0	0	0
	その他	し尿	0	0	0	0	0	0
汚泥		0	0	0	0	0	0	

※1 公共下水道人口(農業集落人口を含む)

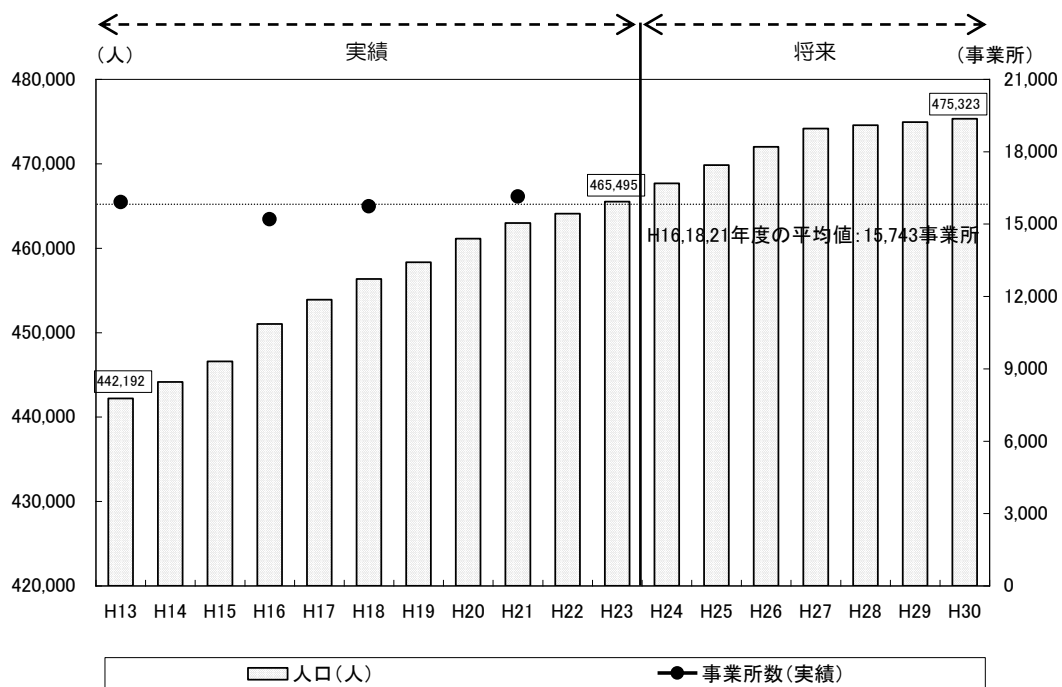
※2 みなし浄化槽・合併浄化槽人口

※3 自家処理量を含まない

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	実施主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基 数	処理人口	開始年月	基 数	処理人口	目標年次	
浄化槽市町村整備推進事業	八王子市	5,519	18,488	昭和61年10月	100	420	平成30年度	

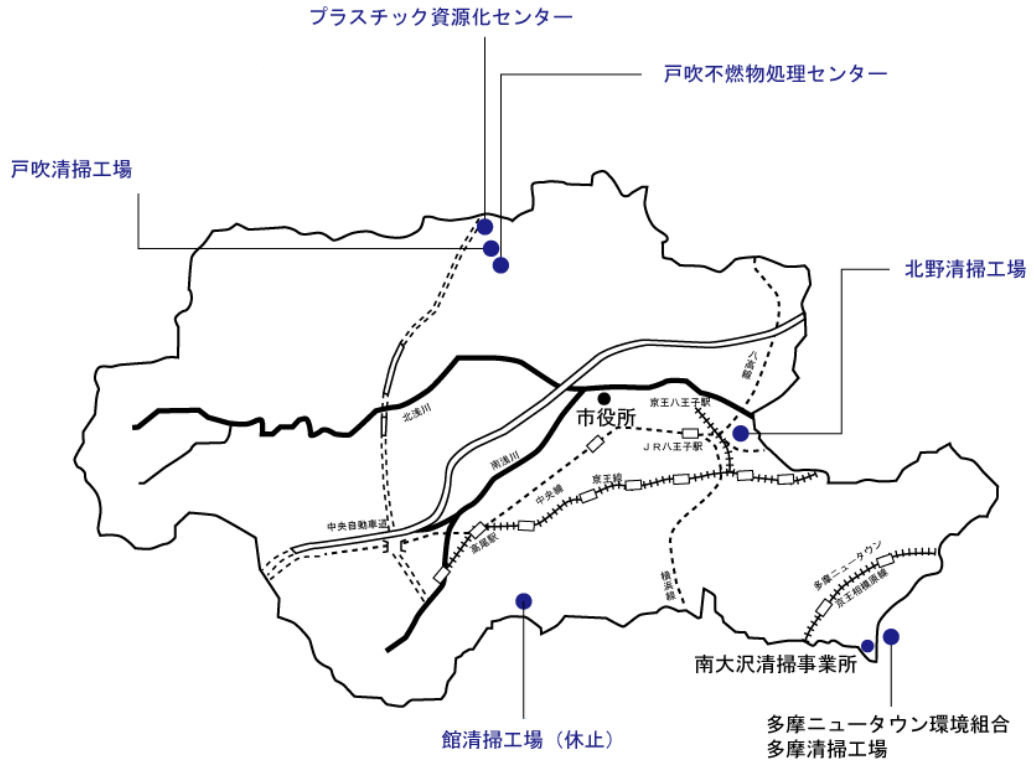
■添付資料5 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ



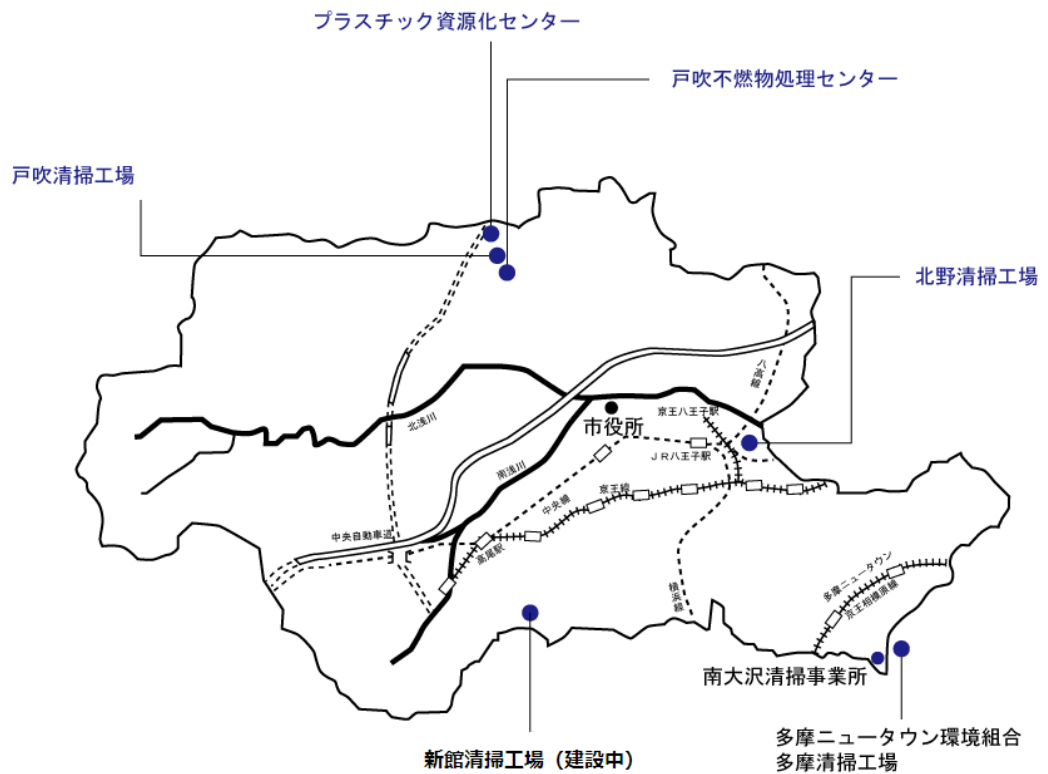
出典) 人口実績:「八王子市清掃事業概要」「八王子市生活排水処理基本計画」
 人口推計:住民基本台帳と外国人登録者数をベースに補正した数値
 事業所数実績:「事業所・企業統計調査(H18年度まで)」、「経済センサス(H21年度)」

■添付資料6 地域内の施設の現況と予定

[現 状]



[将 来]



◎ 様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成 25 年度)

事業種別 事業名称	事業番号	事業主体 名称	規模			総事業費 (千円)						交付対象事業費 (千円)						備考		
			単位	開始	終了	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度以降	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度以降			
○熱回収に関する事業						1,733,586 (22,985,852)			199,503	601,162	932,921	(21,252,266)	1,613,125 (19,064,299)			185,653	538,966	888,506	(17,451,174)	
(仮称) 新館清掃工場整備事業	01	八王子市	約200	t/日	H27 H33	798,012 (18,450,392)			199,503	359,105	239,404	(17,652,380)	779,923 (14,947,923)			185,653	357,966	236,304	(14,168,000)	既存解体工事含む
戸吹清掃工場基幹的設備改良事業	02	八王子市	300	t/日	H27 H31	935,574 (4,535,460)			0	242,057	693,517	(3,599,886)	833,202 (4,116,376)			0	181,000	652,202	(3,283,174)	
○再生利用に関する事業						999,219	199,842	799,377					833,645	168,060	665,585					
戸吹不燃物処理センター	03	八王子市	34	t/日	H25 H26	999,219	199,842	799,377					833,645	168,060	665,585					
○浄化槽に関する事業						102,930	20,874	20,514	20,514	20,514	20,514		102,930	20,874	20,514	20,514	20,514	20,514	20,514	
浄化槽市町村整備推進事業	04	八王子市	100	基	H25 H29	102,930	20,874	20,514	20,514	20,514	20,514		102,930	20,874	20,514	20,514	20,514	20,514	20,514	
○施設整備に関する計画支援						259,171		43,000	108,171	60,000	48,000		259,171		43,000	108,171	60,000	48,000		
(仮称) 新館清掃工場整備に係る計画支援事業	11	八王子市	-	=	H26 H29	251,000		43,000	100,000	60,000	48,000		251,000		43,000	100,000	60,000	48,000		
戸吹清掃工場基幹的設備改良事業に係る計画支援事業	12	八王子市	300	t/日	H27 H27	8,171			8,171				8,171			8,171				
合 計						3,094,906 (24,347,172)	220,716	862,891	328,188	681,676	1,001,435	(21,252,266)	2,808,871 (20,260,045)	188,934	729,099	314,338	619,480	957,020	(17,451,174)	

※熱回収施設（仮）新館清掃工場については、今後処理能力を見直す可能性がある

※戸吹清掃工場基幹的設備改良事業についてはH27年度は契約のみ

◎様式3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	実施番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金必要の要否	年度					備考			
					開始	終了		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度				
発生抑制、再使用の推進に関するもの	101	有料化	家庭ごみ収集の有料化の継続実施。	八王子市	H16											
										継続実施						
	102	市民・事業者と市の協働	地域との協働による適正排出・分別の徹底に関する指導、市民による環境学習の拡充、NPOや大学等との連携によるごみ減量・資源化への取組み。	八王子市	H25	H29										
	103	市民・事業者と市の協働	許可業者と協働した指導員による排出事業者への情報提供や指導の実施、ごみゼロ社会推進協議会等を活用した意見交換の場づくり、事業者団体等を通じた啓発・支援等の実施。	八王子市	H25	H29										
	104	市民・事業者と市の協働	人材育成	市と協働して取組みを推進する市民等の育成。	八王子市	H25	H29									
	105	市民による主体的なリサイクル	市民による再使用の促進	フリーマーケットやリサイクルショップ利用促進のための情報提供、大学・学生との連携によるユースのしくみづくり。	八王子市	H25	H29									
	106	市民による主体的なリサイクル	集団回収の促進	資源集団回収団体に対する補助金制度の継続実施及びエコマネー制度等創設の検討。	八王子市	H25	H29									
	107	市民による主体的なリサイクル	店頭回収の促進	店頭回収促進のための事業者への働きかけ。	八王子市	H25	H29									
	108	市民による主体的なリサイクル	環境市民会議による活動の支援	ごみ減量・資源化に関する啓発のための冊子作成や基礎調査、市との会議における積極的な情報交換の実施。	八王子市	H25	H29									
	109	家庭系ごみ、事業者系ごみの更なる減量	家庭系ごみの更なる減量	適正排出・分別の徹底の促進、市民への環境学習の推進、イベント・キャンペーンを利用した啓発、マイバッグの利用促進。	八王子市	H25	H29									
	110	家庭系ごみ、事業者系ごみの更なる減量	事業者系ごみの更なる減量	事業者への指導・啓発、チェーン店や事業者団体等への働きかけ、事業者責任の推進。	八王子市	H25	H29									
	111	家庭系ごみ、事業者系ごみの更なる減量	ごみ減量へのインセンティブ付与のしくみづくり	優良活動や率先行動に対する報奨制度・エコマネー制度等創設の検討、優良集合住宅集積所認定制度における優良住宅の積極的な推進・PR、エコショップ認定制度の改良・普及。	八王子市	H25	H29									
	112	家庭系ごみ、事業者系ごみの更なる減量	持ち込みごみの処理手数料の見直し	持ち込みの処理手数料見直しの検討、家庭系・事業者系の手数料水準の検討。	八王子市	H25	H29									
	113	家庭系ごみ、事業者系ごみの更なる減量	情報提供・啓発の充実	広報・冊子やHP・CATV等の多様な媒体の活用、分かりやすさや市民・事業者のニーズを重視した内容の充実、先進事例やごみ処理状況の伝達、相互の意思疎通が可能な方法による市民・事業者の意識の底上げ。	八王子市	H25	H29									
	114	家庭系ごみ、事業者系ごみの更なる減量	家庭系ごみの分別ルールに合わせた適切な個別指導	ごみ・資源の適正排出に向けた情報提供・啓発・指導の継続、分別ルールを守らない市民への罰則規定等の検討、ごみ減量・資源化に取り組みしていない市民に対する重点的な普及・啓発。	八王子市	H25	H29									
	115	家庭系ごみ、事業者系ごみの更なる減量	事業者系ごみの分別に対する啓発・指導の徹底	分別徹底のための啓発や指導強化、内容物検査の強化・受入拒否等の実施。	八王子市	H25	H29									
	116	家庭・地域における生ごみの発生抑制	各家庭における生ごみの発生抑制	収集カレンダー等による発生抑制・分別等の啓発、エコロジークッキング教室の開催支援等による意識啓発、無駄の出ない消費行動等の促進、スーパー等でのバラ売り、重り売り促進の働きかけ。	八王子市	H25	H29									
	117	家庭・地域における生ごみの発生抑制	各家庭における生ごみの水切りによる排出抑制	水切り方法・ひと絞り運動の情報提供及びキャンペーンの実施、水切り用具を用いたモニター実験の検討、水切り・ごみ出し方法など、ごみ収集時における広報活動の実施。	八王子市	H25	H29									
	118	家庭・地域における生ごみの発生抑制	各家庭における生ごみの資源化	家庭系生ごみ処理機補助制度の利用促進を含めた利用者へのフォローアップ、ダンボールコンポストの普及拡大、堆肥の活用・使用方法の情報提供。	八王子市	H25	H29									
	119	家庭・地域における生ごみの発生抑制	地域特性に応じた生ごみの資源化	堆肥の利用先の確保に向けた調査・調整、地域特性に応じた生ごみの資源化モデル事業の拡大、地域特性に応じた生ごみ堆肥処理機等の貸出及び維持管理支援、活動団体への活動費等助成制度の確立・活用、生ごみリサイクルリーダーの養成・活用。	八王子市	H25	H29									
	120	事業者系ごみの発生抑制	各事業所における生ごみの発生抑制・排出抑制	事業者向け講習会の開催・直接指導等による啓発、事業者に対する発生抑制・排出抑制のための啓発・情報提供。	八王子市	H25	H29									
	121	事業者系ごみの発生抑制	各事業所における生ごみの資源化	先進的な取組み事例等の情報提供、中小規模事業者に対する共同排出・資源化事業の推進、食品関連事業者に対する食品リサイクル法を中心とした生ごみ資源化の促進、小学校における「食の循環モデル事業」の拡大。	八王子市	H25	H29									
	122	生活排水対策	公共下水道への接続	接続費用についての支援や未接続者に対する費用負担の見直し、現場主義で取組む戸別訪問の強化	八王子市	H25	H29									
	123	生活排水対策	浄化槽維持管理指導の徹底	浄化槽使用状況の把握と無届浄化槽対策、浄化槽管理者に対する適正管理三大義務の周知徹底	八王子市	H22	H31									30年以降は第3次計画
	124	生活排水対策	市設置型浄化槽の整備促進と維持管理	支援制度の拡充と公平性の確保、設置手法の検討、維持管理	八王子市	H22	H30									30年以降は第3次計画
125	生活排水対策	市民への啓発活動	市民団体との協働による「川環境カルタ」や「ふるさとの清流をめざして」(パンフレット)などの活用、河川流域別モデル地区の設定	八王子市	H25	H29										

施策種別	施策番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金必要の要否	年度					備考			
					開始	終了		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度				
処理体制の構築、変更に関するもの	201	事業系ごみの更なる資源化	少量排出事業者に対する資源回収のモデル事業、古紙持込場所を活用した紙類の資源化促進、資源回収ルートの確立。また、大学から発生した資源物の市による回収・資源化の検討。	八王子市	H25	H29				実施						
	202	新たな資源化事業への取組み	市民を対象とした剪定枝資源化モデル事業、小学校を対象とした廃食用油資源化事業の展開。また、シュレッダーの袋出し回収の方法の検討。	八王子市	H25	H29				実施						
	203	エネルギー有効利用促進	発生抑制・再利用ができず排出・焼却されるごみの焼却時の廃熱利用。	八王子市	H25	H29				実施						
	204	中間処理後の不燃残渣の資源化	民間資源化施設の活用等による不燃残渣の全量資源化、焼却灰のエコセメント化の継続	八王子市	H25	H29				実施						
	205	収集・処理システムの整備	収集体制の効率化・サービス向上、ごみの適正処理の推進(特別な対応を要するごみ)	八王子市	H25	H29				実施						
	206	ごみ処理の基礎となる処理施設の更新	市内2清掃工場体制の確立と高効率なエネルギーの回収	八王子市	H25	H29		既存施設解体、新施設計画策定・設計等								
	207	戸吹不燃物処理センターの施設内容・規模の見直し	戸吹不燃物処理センターにおける小型家電等の選別・回収機能の検討、施設内用・規模の見直し。	八王子市	H25	H29		更新工事		更新・運転						
	208	資源物ストックヤードの整備検討	家庭から排出される剪定枝等の資源化推進のための資源物ストックヤードの整備の検討	八王子市	H25	H29		整備に向けた検討								
	209	下水道管の耐震化推進	地震対策緊急整備の推進、全市的な耐震計画	八王子市	H22	H30				工事			30年以降は第3次計画			
	210	下水道管の長寿命化対策推進	維持管理の充実、計画的な施設の維持管理の維持	八王子市	H22	H31		法令手続		工事			30年以降は第3次計画			
処理施設の整備に関するもの	01	(仮称)新館清掃工場整備事業	安定性・継続性に優れた処理体制の確立、エネルギーの有効利用促進のための熱回収施設整備に伴う解体工事等	八王子市	H27	H33	○			解体工事			30年以降は第3次計画			
	02	戸吹清掃工場基幹的設備改良事業	既存施設の老朽化、熱エネルギーの積極的回収と温室効果ガスの発生抑制に伴う基幹的設備改良事業	八王子市	H28	H31	○			延命工事			30年以降は第3次計画			
	03	リサイクルセンター	更なるごみの再資源化及び限られた資源の有効利用のためのリサイクルセンター整備に伴う更新事業	八王子市	H25	H26	○	更新工事								
	04	浄化槽市町村整備推進事業	合併浄化槽の整備	八王子市	H25	H29	○			設置						
施設整備に係る計画支援に関するもの	11	01の計画支援	解体設計等	八王子市	H26	H29	○	解体設計	PF導入可能性調査	基本設計	発注支援	事前準備	現況調査	予測・評価	測量調査	地質調査
	12	02の計画支援	発注支援等	八王子市	H27	H27	○			発注支援						
その他	301	まち美観の確保	不法投棄や資源持ち去り対策の強化、ごみの散乱の防止。	八王子市	H25	H29				実施						
	302	災害時にも対応可能な廃棄物処理システムの構築	周辺自治体との相互支援体制や民間施設等による支援体制の構築、既存ごみ処理施設の避難所や救出救助拠点・復旧活動拠点としての利用についての検討、瓦礫等のストックヤード整備に関する検討。	八王子市	H25	H29		整備に向けた検討					確保			

【参考資料1】

施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	八王子市
(2) 施設名称	戸吹不燃物処理センター
(3) 工期	平成 25 年度～平成 26 年度
(4) 施設規模	34t/日
(5) 処理方式	重力選別
(6) 地域計画内の役割	排出されたごみの再資源化及び限られた資源の有効利用を促進し、循環型社会形成に寄与する
(7) 廃焼却施設 解体工事の有無	有 (無)

「廃棄物原材料化施設」を整備する場合

(8) 生成する原材料及び その利用計画	
-------------------------	--

「ごみ固形燃料化施設」を整備する場合

(9) 固形燃料の利用計画	
---------------	--

「ストックヤード」を整備する場合

(10) スtock対象物	
---------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) 容器包装リサイクル 推進施設の内訳	
---------------------------	--

(12) 事業計画額	999,219 千円
------------	------------

【参考資料 2】

施設概要（熱回収推進施設系）

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	八王子市
(2) 施設名称	(仮称) 新館清掃工場
(3) 工期	平成 27 年度～平成 29 年度 (第 2 次計画) 平成 30 年度～平成 33 年度 (第 3 次計画)
(4) 施設規模	約 200t/日
(5) 型式及び処理方式	全連続燃焼方式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 (有) (発電効率 10%以上) 無 2. 熱回収の有無 (有) (熱回収率 10%以上) 無
(7) 地域計画内の役割	資源の有効活用を促進するため、サーマルリサイクルの中核施設として位置づけ、循環型社会形成に寄与する
(8) 廃焼却施設 解体工事の有無	(有) 無

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	
--------------	--

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率 及び発生ガス量	
(11) 回収ガス利用計画	

(12) 事業計画額	18,450,392 千円
------------	---------------

【参考資料 3】

施設概要（熱回収推進施設系）

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	八王子市
(2) 施設名称	戸吹清掃工場
(3) 工期	平成 27 年度～平成 29 年度（第 2 次計画） 平成 30 年度～平成 31 年度（第 3 次計画）
(4) 施設規模	300t/日
(5) 型式及び処理方式	全連続燃焼方式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> （発電効率 10%以上） 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> （熱回収率 10%以上） 無
(7) 地域計画内の役割	既存施設の老朽化に伴い基幹的設備改良工事を実施し焼却施設の長期安定稼働を行う。 発電施設を強化し、熱エネルギーの積極的回収と有効利用を推進するとともに温室効果ガスの発生抑制に貢献する。
(8) 廃焼却施設 解体工事の有無	有 <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> 無

※平成 27 年度は契約のみ

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	
--------------	--

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率 及び発生ガス量	
(11) 回収ガス利用計画	

(12) 事業計画額	4,535,460 千円
------------	--------------

【参考資料 4】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	八王子市
(2) 整備計画の方針	市内における生活排水については、市民の快適な生活環境の要望と、公共用水域の水質保全のため、公共下水道による処理を本市の生活排水処理の中心に据え、面的整備の促進と下水道供用開始地域での下水道接続率の向上を進めるとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換などを図ることで、循環型社会の実現を目指す。
(3) 事業の実施目的及び内容	平成 23 年度末で生活排水が公共下水道と合併処理浄化槽で処理される割合は人口比 97.8%で、2.2%が未処理のまま公共用水域に排出されている。今後汚水処理施設の 100%整備を目指して引き続き事業を進めていく。
(4) 設置整備事業の整備計画	⑦ (平成 25 年度～平成 29 年度) 無 (年度策定予定)
(5) 浄化槽整備状況 (実使用人口で記入)	平成 30 年度整備計画人口／全体整備計画人口 (%) <u>59.0%</u> 平成 23 年度までの整備人口／全体整備人口 (%) <u>41.6%</u>
(6) 具体的な整備計画	総事業費 189,930 千円 (整備計画人口 420 人/3,160 人分) 選 定 額 102,930 千円 所 要 額 34,310 千円

○ 交付金対象となる浄化槽の整備規模及び選定額（内訳）

人槽区分	交付対象基数 (420 人分)	基準額	対象経費 支出予定額	選定額
5 人槽	94 基 (376 人分)	1,020 千円	95,880 千円	95,880 千円
6～7 人槽	5 基 (34 人分)	1,134 千円	5,670 千円	5,670 千円
8～10 人槽	1 基 (10 人分)	1,380 千円	1,380 千円	1,380 千円
11～15 人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
16～20 人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
21～25 人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
26～30 人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
31～40 人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
41～50 人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
51 人槽以上	基 (人分)	千円	千円	千円
合 計	100 基 (420 人分)	—	102,930 千円	102,930 千円

○ 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較
(複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること)

市町村総人口 563,053 人 市町村世帯数 247,355 世帯
対象地域人口 3,531 人 対象地域世帯数 1,110 世帯

	総建設費	1 年当たり 建設費	1 年当たり 維持管理費	1 年当たり コスト
集合処理で整備した場合	11,299,300 千円	225,986 千円	65,125 千円	291,111 千円
個別処理で処理した場合	3,834,700 千円	76,694 千円	102,921 千円	179,615 千円

施設比較検討の積算内容資料を添付（様式は自由）

【参考資料 5】

計画支援概要

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	八王子市			
(2) 事業目的	(仮称) 新館清掃工場整備			
(3) 事業名称	(仮称) 新館清掃工場整備に係る計画支援事業			
	(仮称) 新館清掃工場整備に係る 館清掃工場解体 設計等業務、 PFI 導入可能性 調査等業務、 基本計画等業務、 環境影響評価業務	(仮称)新館清掃工場整備に係る 基本設計等業務 環境影響評価業務	(仮称) 新館清掃工場整備に係る 発注支援等業務 環境影響評価業務	(仮称) 新館清掃工場整備に係る 発注支援等業務 (仮称) 新館清掃工場整備に係る 地質調査業務 (仮称) 新館清掃工場整備に係る 測量調査業務
(4) 事業期間	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(5) 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解体設計等、 ・ PFI 導入可能性 調査等 ・ 基本計画等 ・ 環境影響評価業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設基本設計等 ・ 環境影響評価業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注支援等 ・ 環境影響評価業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注支援等 ・ 地質調査業務 ・ 測量調査業務
(6) 事業計画額	43,000 千円	100,000 千円	60,000 千円	48,000 千円

【参考資料6】

計画支援概要

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	八王子市
(2) 事業目的	戸吹清掃工場の長寿命化対策事業
(3) 事業名称	戸吹清掃工場基幹的設備改良事業に係る計画支援事業
(4) 事業期間	平成27年度
(5) 事業概要	戸吹清掃工場基幹的設備改良事業発注仕様書作成
(6) 事業計画額	8,171(千円)